

○厚生労働省告示第二百九十三号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）の施行に伴い、及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の規定に基づき、事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成十九年厚生労働省告示第三百二十六号）の一部を次のように改正し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から適用することとしたので、同条第二項において準用する同法第五条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一中「第十一条まで、第十二条第一項及び第十三条」を「第十四条まで」に改める。

第二の一中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を「労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）」に改め、「（平成三年法律第七十六号）」の下に、「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」を加え、「労働者保護法令」を「労働に関する法令」に改める。

第二の二中「第十一条まで、第十二条第一項及び第十三条」を「第十四条まで」に改める。

第三の一の(二)中「第八条及び第九条」を「第九条及び第十条」に改め、同(三)中「第八条及び第十一条」を「第九条及び第十二条」に改める。

第三の二の(一)中「第十三条」を「第十四条第二項」に改め、同(三)中「第十九条」を「第二十二條」に改める。

第三の三の(二)中「第十三条」を「第十四条第二項」に、「しないようにするものとする。」を「してはならない。また、短時間労働者が、不利益な取扱いをおそれて、短時間労働者法第十四条第二項に定める説明を求めることができないことがないようにするものであること。」に改める。

第三の三に次のように加える。

- (三) 短時間労働者が、親族の葬儀等のために勤務しなかったことを理由として解雇等が行われることは適当でないものであること。